

北日本建築検査機構確認検査事業部

## 建築確認申請について

### 事前相談について

- ・建築基準法等の判断、提出書類・図面等の作成、確認申請のスケジュール等に関するご相談に応じます。
- ・事前相談にこられる際は、ご連絡ください。打合せ日時を調整させていただきます。
- ・打合せ用として、確認申請に必要な書類・図面一式1部をお持ちください。  
(申請者・設計者等の押印は不要です。)
- ・事前相談には確認検査員が同席いたします。

### 契約等について

- ・受理時の審査に適合した後、当社が引受承諾書を発行することにより、建築確認検査業務約款に基づく契約締結といたします。
- ・契約後、建築確認検査業務手数料規定に基づく請求書および引受承諾書を送付いたします。請求書記載の「支払期日」までに請求書記載の銀行口座にお振込みください。
- ・経理のご都合による月毎の支払いも可能です。
- ・現金での支払いも可能です。

### 確認申請に際して審査の迅速化にご協力ください。

- ・確認申請前に、確認検査員と事前相談を行い、問題点をクリアにしてください。
- ・確認申請前に必要な書類は、「確認申請時に必要な書類」および「確認申請時に必要に応じて必要な書類」のとおりです。必要書類は当社のホームページよりダウンロードしてください。
- ・申請書類は、「確認申請書類作成要領」を参考に作成のうえ、「確認申請書類のまとめ方」を参考にまとめて提出してください。
- ・確認申請に際しては、各申請書類等および意匠・構造・設備・電気の各図面が全て揃っていて、それぞれ整合性がとれている必要があります。また、許可認定・協議等の各種手続きを要する場合には、それらが完了していなければ受理できない場合もあります。

